



日本原子力学会情報メールサービス運用内規

平成 22 年 4 月 21 日 第 3 回広報情報委員会制定

(目 的)

第 1 条 「広報情報委員会規程」第 2 条に関連し、本情報メールサービスにあらかじめ登録された会員等に対し、電子メールの一斉配信により、情報を迅速に提供することを目的に以下の内規を定める。

(配信する情報)

第 2 条 配信する情報は、以下とする。

- (1) 本会が主催または共催、協賛する行事に関するもの
- (2) 本会が発行する書籍、雑誌の販売に関するもの
- (3) 会長、理事会、その他各組織（委員会、部会、支部、専門委員会等）からの連絡、公告に関するもの
- (4) 学協会、研究機関、大学等、本会以外の機関が開催する行事のうち、本会の会員に有用と思われるもの
- (5) 公的機関からの人事公募、受賞候補者等の公募に関するもの
- (6) その他、当委員会が適当と認めたもの

(配信する情報の提供者)

第 3 条 配信する情報の提供者となり得るのは、以下とする。

- (1) 本会会員（個人会員、賛助会員）
- (2) 学会本部および関係組織（支部、部会、専門委員会、標準委員会等）
- (3) 公的機関（学協会、研究機関、大学等）
- (4) その他、当委員会が適当と認めた者

(配信の可否)

第 4 条 提供された情報の配信可否は、当委員会が審議し決定する。ただし、第 2 条、第 3 条に係る情報のうち、配信について当委員会の審議が必要ないものについては、これを速やかに配信する。

なお、以下に該当する情報は、原則として配信しない。

- (1) 特定の個人・団体（企業）の商業的利益を目的とするもの
- (2) ごく一部の会員にのみ有用で、個人あてのメール送信が適当だと思われるもの
- (3) その他、当委員会が適当でないと思えたもの

(配信文書の要件)

第5条 配信文書の要件は、以下とする。

- (1) 配信文書は、2,000字以内とする。
- (2) 添付ファイルの配信はできない。配信文書以外のファイルの参照が必要な場合は、情報提供者または本会のホームページに当該ファイルを置き、それを参照するよう配信文書中に記載する。
- (3) 理由なく、同一文書の複数回にわたる配信はできない。
- (4) 配信文書は、そのまま配信可能なように形式を整えてあること。
- (5) 配信される情報に関する責任者または担当者、およびその連絡先が明記されていること。

(配信手続)

第6条 配信を希望する者は、配信文書が第5条の要件を満たしていることを確認した上で、事務局 member@aesj.or.jp までこれを送付する。

(配信業務)

第7条 配信に関する業務は、事務局がこれを行う。

(その他)

第8条 配信費用は、当面无料とする。

第9条 この内規に定めるもののほか、情報メールサービスの運営に関し必要な事項は、当委員会の定めるところによる。

附則

- 1 この内規は平成22年4月21日から施行する。
- 2 改定履歴
 - ①平成22年4月21日 細則を内規へ変更